
霞台厚生施設組合新広域ごみ処理施設整備・運営事業
入札説明書等に関する質問への回答（第1回）

平成29年3月2日
霞台厚生施設組合

1 入札説明書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	6	第2章	8	(2)	イ 環境影響評価の実施	事業者は、「生活環境影響調査書」の内容を遵守すること。とありますが、「生活環境影響調査書」をご提示願います。	要求水準書に対する質問のNo. 12をご参照ください。
2	8、9	第3章	2	(1)、(2)	各業務を行う者の要件 (1) 本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件 (2) ア 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件 イ リサイクルセンターのプラント設備の設計・建設を行う者の要件	複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能であると記載されていますが、本業務に専任で配置をする監理技術者証を有する者が、該当する資格を複数取得していた場合、その要件に係る業務を兼務することが可能と理解してよろしいでしょうか。 また、複数の監理技術者を専任させる場合は、各々の工事（土木・建築工事、ごみ焼却施設機器設置工事、リサイクルセンター機器設置工事）が実施される期間に、当該監理技術者を常駐させるという理解でよろしいでしょうか。	前段、後段ともにお見込みのとおりです。
3	8、9	第3章	2	(1)、(2)	各業務を行う者の要件 (1) 本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件 (2) ア 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件 イ リサイクルセンターのプラント設備の設計・建設を行う者の要件	監理技術者は資格審査申請後、工事着工までに同等の資格を有する者に変更することが可能でしょうか。	本組合が認めた場合に限り、変更を認めます。なお、配置する可能性のある監理技術者複数名による申請も可とします。
4	26	第7章	2	(1)	-	提出する資料の体裁はパイプ式ファイル綴じ又は紙ファイル綴じでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	26	第7章	2	(1)	-	参加資格申請書類は正・副2部提出となりますが、印鑑証明等公的文书について、副に関しては複写でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	26	第7章	4	(1)	-	「技術提案書」とは様式15～16号4-2を指すものと理解してよろしいでしょうか。また「提案書を1冊にまとめ」との記載がありますが、「技術提案書」のみを1冊にまとめるという理解でよろしいでしょうか。	前半はお見込みのとおりです。 後半は、「技術提案書、添付資料、提案図書概要版」を記載の順番で1冊にまとめてください。ただし、添付資料の量が多い場合には、「技術提案書」で1冊、「添付資料、提案図書概要版」で1冊でも構いません。
7	26	第7章	4	(6)	-	資金調達に係る金融機関等の関心表明を提出する際は、様式16号-2-2の添付資料として提出するものとしてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	43	別紙6	2	(5)	提案売電電力量の未達成の場合の措置	『ごみ焼却施設において…委託料の減額措置を行う。』とありますが、発電量はごみ量や質の条件が異なる場合に変化すると考えられます。提案時の条件と実売電量を計測したときの条件の違いは反映されないのでしょうか。別紙4リスク分担表で受入廃棄物の質の変動リスクおよび量の変動リスクは組合様主分担となっています。本件に関し、合理的な理由による売電電力量の低下については、別途協議を行い、組合様にてご負担いただくと理解してよろしいでしょうか。	実売電量と提案売電量との差に係る確認方法等は、様式第15号-2-1（別紙1及び2）をもとに、組合及び事業者にて協議のうえ決定するものとしします。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	6	第1章	3	(1)	ク(イ)工事範囲	粗造成までを工事範囲とするとありますが、粗造成とは切土面の整形まででしょうか。それとも擁壁工事まで含まれますでしょうか。	添付資料2をご参照ください。南側の青い網掛け部分は粗造成までを本事業に含みます。また、擁壁工事は本事業です。
2	8	第2章	1	(1)	イ(イ) d 処理条件 図1-1	処理不適合は、計量時に発見した場合は持ち帰って頂くことを原則としてよろしいでしょうか。	処理不適合が本施設に持ち込まれた場合は、計量し、処理困難物ストックヤードで保管してください。
3	8、9	第2章	1	(1)	イ(イ) d 処理条件 図1-1 (イ) 図1-2	処理不適合は、計量時に発見した場合は持ち帰って頂くことを原則としてよろしいでしょうか。	No. 2の回答をご参照ください。
4	8、9	第2章	1	(1)	イ(イ) d 処理条件図1-1 (イ) 図1-2	処理不適合は、処理前にプラットホームまたはごみビットで選別、除去し、施設内の組合殿の指定場所まで事業者が搬送し、組合殿に引き渡すものとしてよろしいでしょうか。	処理不適合は選別、除去後、処理困難物ストックヤードで保管してください。
5	11	第2章	1	(1)	イ(イ) d (a) 粗大ごみ処理ライン	「可燃性粗大ごみの粗破砕機への投入はホイローダを用いる方法とする」とありますが、粗破砕機を切断機で提案した場合は、手投入が一般的です。この場合は手投入で計画してもよろしいでしょうか。	提案を可としますが、重量物、長尺物等の対応を考慮してください。
6	11	第2章	1	(1)	イ(イ) d (a) 粗大ごみ処理ライン	スプリング入りマットレスの年間発生個数をご教示ください。	スプリング入りマットレスの年間発生個数は、約410台です。
7	12	第2章	1	(1)	ウ(ウ) d (b) 撤去工事	「この他に予期しない地中障害物」とは、添付資料7に記載のない埋設物との理解でよろしいでしょうか。また、「地中障害撤去工事」は本事業の事業者に対して、別途工事としてご発注頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	12	第2章	1	(1)	ウ(ウ) d (b) 撤去工事	「建設用地中央の現在空地となっている箇所は、旧ごみ焼却施設の跡地で、地下部には杭、間知ブロックが埋設されているため、(中略)建設にあたり撤去等の適切な対策を講じる」とありますが、残置された地下工作物(杭、間知ブロック)は「廃掃法」により埋設廃棄物の扱いになり、土地所有者が全量撤去の上、適正に処理するよう指導が出されるケース(佐賀県)があるようです。本要求水準書では、撤去すべき地中埋設物はあくまで本事業における建設工事に支障が生じるものが対象と読み取れますが、先のケースのとおり、建設工事の支障の有無に関わらず、全量撤去する必要があるのかどうか、ご教示願います。	全量撤去とします。
9	第7号	第2章	1	(1)	ウ(ウ) d (b) 撤去工事	「旧ごみ焼却施設の跡地で、地下部には杭、間地ブロックが埋設されているため、(中略)、本施設の建設にあたり撤去等の適切な対策を講じる」とのことですが、本施設の建設に影響しない杭や間地ブロックは残置してもよろしいでしょうか。	No. 8の回答をご参照ください。
10	12	第2章	1	(1)	ウ(ウ) d (c) 既存のため池用井戸の存続	平成29年3月から9月までのため池用井戸への電力供給は、平成29年9月までに行われる白雲荘の解体工事に伴って仮設設備に切り替えられると思われます。契約後、平成30年3月から始まる既設ため池用井戸への電力供給は、仮設設備をそのまま使用することは可能でしょうか。また、建設工事期間中のため池への給水に係わる運営、維持管理は組合様所掌と考えてよろしいでしょうか。	平成29年については、リース対応(9月まで)のため、継続しての使用は不可能です。事業契約後、事業者は仮設電源の設置も含め、管理・運営を行ってください。費用は事業者の負担とします。事業者は、組合の指示により、ため池への給水を行ってください。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
11	12	第2章	1	(1)	ウ(ウ) d (d)市道改良工事との調整	市道改良工事期間が平成31年度～平成32年度と設定されておりますが、建設工事工程表を作成する上で通行止め等の本事業の建設工事工程に大きな影響を及ぼす事項などは現時点でないとしてよろしいでしょうか。もし組合様で想定しておられるのであれば、その事象・期間についてご教示願います。	大きな影響とならないよう市道改良工事の請負事業者及び組合、事業者にて協議を行うものとします。現時点での想定はありません。
12	12	第2章	1	(1)	ウ(ウ) e生活環境影響調査	生活環境影響調査を遵守するとありますが、まだ発行されていないと認識しています。今回の提案では要求水準書他公告資料や質問回答、対面的対話に基づいて計画および費用を算出するものとしてよろしいでしょうか。	お見込みとおりです。
13	13	第2章	1	(1)	ウ(ウ) k法定資格者の配置	(a)第2種電気主任技術者と(b)第2種ボイラー・タービン主任技術者の配置の開始時期は、それぞれが必要となった時期と解釈してもよろしいでしょうか。	工事計画届を提出する時期に同時に提出となります。電気事業法を良く理解願います。
14	第15号-2-1	第2章	1	(2)	事業予定地	事業予定地について、液状化判定が分かる資料をご提示いただけないでしょうか。	当該地は洪積層のため液状化の発生は想定していません。詳細は「道路橋示方書・同解説（V耐震設計編）」（日本道路協会、2012年4月）P139をご参照ください。
15	15	第2章	1	(2)	カ(イ) 用水	現在、井水を使用されているとのことですが、建設工事期間中（試運転期間も含む）から井水を利用することは可能でしょうか。不可である場合は井水の利用開始時期についてご教示願います。また、可である場合は、建設工事期間中（現施設稼働中）における使用量に制限はありますでしょうか。	建設工事期間中の井水の利用は可能です。井水取合い点は要求水準書添付資料に追加します。要求水準書84ページ～85ページの内容を満足してください。
16	15	第2章	1	(2)	カ(イ) 用水	井水は提示されている水質ならびに水量が20年間継続するという条件で設備の計画ならびに費用の積算を行うことでよろしいでしょうか。	お見込みとおりです。なお、水量、水質が著しく変化した場合には協議するものとします。
17	15	第2章	1	(2)	カ(イ) 用水	プラント用井水設備を引き続き使用する場合、添付資料17ではポンプ、配管の整備も事業者の範囲と解釈できますが、そのように理解してよろしいでしょうか。（要求水準書には特に記載がないため）	お見込みとおりです。
18	15	第2章	1	(2)	カ(イ) 用水	井水は事業期間中、無料で使用できるものとしてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	15	第2章	1	(2)	カ(ウ) 排水	雨水排水は調整池に接続とありますが、添付資料17では一部を植栽散水等に使用すると読み取れます。要求水準書のとおり雨水の再利用を行う必要はなく、全て構内雨水集排水設備を通じて、調整池へ排水するという理解でよろしいでしょうか。	建屋の屋上に降った雨水の利用は提案とします。
20	15	第2章	1	(2)	カ(エ) 電話・通信	組合様用の電話回線・インターネット回線の工事負担金、契約料金については組合様のご負担との理解でよろしいでしょうか。	組合様用の電話回線・インターネット回線については、工事負担金は事業者の負担です。契約料金は組合負担とします。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
21	15	第2章	1	(3)	ア(ウ)小動物の死骸	「小動物の死骸投入方法は、ダンピングボックスを利用した投入とする。搬入形態は、ポリ袋に入った状態で搬入される。なお、家畜感染症に感染した動物等の死骸についても処理対象とし、他の小動物の死骸と同様に処理する」とありますが、作業員によるホッパ直投での処理の方が作業員の健康上、安全面で有効である場合は、ホッパ直投での処理を認めて頂けるようお願いします。	提案を可とします。
22	16	第2章	1	(3)	イ 計画処理量	①表1-2下図の60,000t/年のあたりに線が引かれています。60,200t/年=215t/日×280日を意味していると理解してよろしいでしょうか。 ②黒塗り部に「提案による範囲」「処理可能量の上限」とありますが、どの様式に提案すればよろしいでしょうか。 ③約60,000t/年に組合からの要請に対し、原則として対応との記載がありますが、運営費は添付資料13に示す年度別計画処理量を基準に算出すると理解してよろしいでしょうか。	①お見込みのとおりです。 ②事業者が震災や水害に伴って発生する災害廃棄物への対応を求める規定で、提案を求めるものではありません。 ③お見込みのとおりです。
23	18	第2章	1	(2)	ク(7)年間稼働日数	1戸280日以上とありますが、年間ごみ処理量を考慮すると280日未満となります。年間ごみ処理量を基準とし、年間稼働日数は280日未満としてよろしいでしょうか。	1戸280日以上が可能なシステムとしてください。
24	18	第2章	1	(2)	ク(イ)年間稼働日数	90日連続稼働は引き渡し後1年以内に確認するとの記載がありますが、年間稼働スケジュール(様式第15号-2-1(別紙2))にて各戸1回以上の90日連続稼働を織り込む必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	様式第15号-2-1(別紙2)は、発電に係る提案値の統一のためのものであるため、最適な運転スケジュールとして90日間の連続稼働を必ずしも見込む必要はありません。ただし、竣工後1年以内には安定稼働に係る確認として90日間の連続稼働の確認を行います。
25	19	第2章	1	(3)	表1-5 ごみ焼却施設の仕様概要	飛灰処理設備について加湿方式、薬剤処理方式とありますが、用役費を見積る上で両者の割合をご提示願います。	割合は決めていません。現時点では、用役費の計算においては100%埋立処分するものとして見積してください。
26	19	第2章	1	(3)	シ (7) 排ガス基準	(ア)排ガス基準において、塩化水素の基準値は50mg/m ³ Nとなっております。一方、様式第15号1-1(別紙1)において、停止基準が50ppmと設定されております。また、平成29年1月発行の新処理施設整備検討委員会報告書(最終答申)P7「4 公害防止基準」においても排ガスの公害防止基準値が50ppmと記載されています。50ppmが正と考えてよろしいでしょうか。	塩化水素の基準値は50mg/m ³ Nとしてください。また、停止基準も50mg/m ³ Nとしてください。
27	24	第2章	1	(4)	エ 計画処理量	表1-16計画処理量(選別設備)ペットボトルに単位体積重量0.02t/m ³ と記載がありますが、搬入時の単位体積重量は表1-19の0.03t/m ³ を正として計画してよろしいでしょうか。	ペットボトルの単位体積重量は0.03t/m ³ として計画してください。
28	26	第2章	1	(4)	キ 計画ごみ質	表1-19ペットボトルの内訳(参考)に選別後可燃物が割合14.29%と記載がありますが、バラ収集でもあり、非常に高い割合と考えます。具体的にどのような異物が混入しているのでしょうか。ご教示願います。	収集袋、ラベルと汚れのひどいペットボトルや油性マジックで落書きのしているもの、ペットボトル以外の混入物等です。
29	31	第2章	1	(5)	イ (ホ) その他関連法令、規格、基準等	造成計画について、本工事は「開発許可申請は不要」であるため、開発関係の基準(「茨城県宅地開発関係資料集」技術基準等)は適用外と考えてよろしいでしょうか。	本事業は、事業主体が一部事務組合であるため、開発許可申請は不要となりますが、開発行為に該当する事業規模であることから、「茨城県宅地開発関係資料集」技術基準等には極力準拠してください。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
30	33	第2章	1	(6)	シ 試運転	<p>試運転中の副生成物の処理について、品質が確保されているかどうかの条件の記載がありますが、後段の「(イ)建設事業者の費用負担範囲」ではその記載がありません。</p> <p>試運転中の副生成物の費用負担については、以下のとおりと解釈してよろしいでしょうか。</p> <p>①主灰、飛灰処理物、資源物 品質が確保されているものは組合殿、確保されていないものは建設事業者</p> <p>②不燃残渣、処理不適物 建設事業者</p> <p>③蛍光管、水銀体温計、乾電池、処理困難物 組合殿</p>	<p>①資源化する主灰、飛灰及び資源物 ・品質が確認・確保できないものは建設事業者にて最終処分 ・品質が確認・確保できるものは組合にて資源化</p> <p>②不燃残渣、処理不適物及び飛灰処理物 建設事業者</p> <p>③蛍光管、水銀体温計、乾電池、処理困難物 組合</p>
31	33	第2章	1	(6)	シ 試運転	<p>蛍光管、水銀体温計、乾電池は、引き取りに必要な品質を確保しているものに対しては本組合で処分との記載がありますが、当該品目の品質は搬入時点でほぼ確定するものであることから、原則として組合殿にて処分するものと解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。異物除去を行うことを前提としてください。二次電池等が搬入された場合も乾電池と区分して保管してください。</p>
32	33	第2章	1	(6)	シ 試運転	<p>ごみ焼却施設から発生する主灰、飛灰、飛灰処理物の処理・処分費用は事業者負担との記載がありますが、これらは最終処分を原則とし、外部資源化は不要との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>No. 30の回答をご参照ください。</p>
33	35	第2章	1	(6)	タ 各工事積算内訳書	<p>積算内訳書を作成するにあたり、ご指定の積算基準がありましたらご教示願います。</p>	<p>「公共建築工事積算基準」国土交通省大臣官房官庁営繕部等に基づくものとしてください。建設時に協議により決定します。</p>
34	36	第2章	1	(8)	ア(キ)現場代理人の配置	<p>本項で記載の現場代理人は、監理技術者と兼任して構わないでしょうか。</p>	<p>現場代理人と監理技術者の兼任を可とします。</p>
35	48	第2章	2	(1)	ア(ク)持込用受入場所	<p>持込用受入場所は、プラットホーム外にその場所を設けるという意味でしょうか。</p>	<p>提案を可とします。</p>
36	48	第2章	2	(1)	イ 計量・検収	<p>(イ)では持込申し込みは極力車を降りずに行えるよう、との記載があり、一方(ク)では持込申し込みのための駐車スペースの確保との記載があります。計量機上で車を降りずに申込みできることとし、車を降りて申込みされる方のためにも駐車スペースを確保するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>持込時の確認は口頭で行います。持込用の待機スペースを核とするものです。</p>
37	50	第2章	2	(1)	オ(ア)腐食防止対策	<p>屋外の扉はステンレス製とありますが、意匠やデザインを考慮すればスチール製+防食塗装の方がより適していると思われます。屋外扉の材質は防食対策を施した上で事業者の提案としてもよろしいでしょうか。</p>	<p>提案を可とします。</p>
38	50	第2章	2	(1)	オ(ア)腐食防止対策	<p>「窓等の建具は枠をアルミ製」との指定がありますが、断熱性や省エネで有利と認められる場合は、他の材質を提案してもよろしいでしょうか。</p>	<p>提案を可とします。なおその場合、アルミと同等あるいはそれ以上の品質であることを示してください。</p>
39	54	第2章	3	(2)	イ(カ)mプラットホーム	<p>住民が持ち込む紙資源の処理方法、保管スペースの必要面積についてご教示願います。また、外部資源化を行う場合の費用負担所掌についてもご教示願います。</p>	<p>ストックヤードの一部に任意で設定してください。外部資源化の費用負担は組合の所掌となります。</p>

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
40	56	第2章	3	(2)	オ(エ)ダンピングボックス	付属品に転落防止装置とありますが、作業員が安全帯を掛けるためのフックと解釈してよろしいでしょうか。	作業員や持込者の転落を防止するための装置です。具体的な内容は提案によるものとします。
41	59	第2章	3	(3)	ア(7)e(b)特記事項	ブリッジ解除装置はホッパゲートと兼用してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
42	58	第2章	3	(2)	キ(エ)特記事項	荷揚げ用のホイストはごみクレーン本体で代用してもよろしいでしょうか。	代用は不可とします。
43	67	第2章	3	(4)	オ(オ) d特記事項	貯水容量は最大ボイラ給水量（1缶分）に対して10分以上を確保する、との記載がありますが、脱気器を2炉共通で1基とする場合は、これを2缶分と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
44	68	第2章	3	(4)	ケ(イ) 低圧蒸気だめ	低圧蒸気だめは、利用先や利用条件を考慮し、必要に応じて設置するものと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
45	74	第2章	3	(5)	オ 無触媒脱硝装置	薬剤供給装置としてポンベ式を採用してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
46	78	第2章	3	(7)	カ(7) g風量調整方式	「回転数制御方式及びダンパー制御」とありますが、回転数制御のみで十分な制御が行える場合は、回転数制御のみでよろしいでしょうか。回転数制御の方が消費電力を減らすことができます。	提案を可とします。
47	79	第2章	3	(8)	灰出設備	外部資源化用と埋立処分用の切替は飛灰に適用すると解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
48	79	第2章	3	(8)	灰出設備	外部資源化用及び埋立処分用の切替が可能なものとするがありますが、見積条件（運転日数、薬剤処理対象の飛灰量など）をご教授願います。	No. 25の回答をご参照ください。
49	79	第2章	3	(8)	灰出設備	「灰洗浄設備等の資源化の方式に応じた必要な設備」とは具体的には灰押出装置を指すものと解釈してよろしいでしょうか。	本規定に関しては考慮しなくて結構です。
50	79	第2章	3	(8)	ウ(オ) c特記事項	切替装置を設け、緊急時に主灰を灰貯留設備に導くとありますが、常用で主灰を灰貯留設備（灰ビット）に導いている場合は、この措置は不要と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
51	80	第2章	3	(8)	ウ 主灰搬出装置	主灰搬出装置の搬出先は主灰ピットであるため、80頁の「ウ 主灰搬出装置 (オ) 特記事項 c 切替装置を設け、緊急時に主灰を灰貯留設備に導く。」との内容は該当しないと考えてもよろしいでしょうか。	No. 50の回答をご参照ください。
52	82	第2章	3	(8)	キ (d) 特記事項	資源化用と最終処分用を各々に設ける場合、貯留容量は両方合わせて基準ごみの7日分以上という理解でよろしいでしょうか。	飛灰貯留槽については、第2章3(8) サ飛灰処理物貯留設備 (資源化用) あるいは同シ飛灰貯留設備 (最終処分用) と合わせて7日分としてください。
53	83	第2章	3	(8)	ケ (d) a 特記事項	飛灰搬送装置 (資源化用) で加湿する構造との記載がありますが、メンテナンス性を考慮し、最終処分用の混練機を用いて加湿して、下流側で最終処分用と資源化用に切り替えるという形式でも構わないでしょうか。	提案を可とします。
54	84	第2章	3	(9)	ア (i) 共通事項	井水は添付資料12を元に検討し、不要と判断した場合は、前処理は行わなくてもよろしいでしょうか。	添付12には本事業の実施に際して調査した1回限りのデータであり、参考資料として示すものです。
55	86	第2章	3	(10)	ウ (ウ) ポンプ類数量	交互運転用1基とありますが、水中ポンプに対しては倉庫予備を設けることを条件に、交互運転の適用を除外してもよろしいでしょうか。また、2槽式水槽を適用する場合は、各槽にポンプを1基ずつ設置することでポンプの予備と見なすことができるため、倉庫予備は不要との理解でよろしいでしょうか。	安定運転に支障がない基数としてください。なお、水中ポンプは倉庫予備を設けてください。
56	87	第2章	3	(11)	ア (i) 数量	雑用空気圧縮機2基とありますが、メンテナンス性を考慮し、計装用空気圧縮機の仕様準じて雑用と計装用を兼用し、予備機を1基設ける提案は可能でしょうか。	兼用を不可とします。
57	88	第2章	3	(11)	イ 環境集じん装置	「(オ) 特記事項 b 集じんダストは焼却処理する。」とございますが、本装置で集じんしたダストは、飛灰処理設備で処理することは可能でしょうか。	提案を可とします。
58	98	第2章	4	(3)	サ 燃えないごみ異物除去コンベヤ	処理規模を考慮した場合、受入時に異物除去は十分可能といえますが、燃えないごみ異物除去コンベヤ (手選別コンベヤ) 並びに手選別の要否は事業者提案として良いでしょうか。また、手選別で選別するびん、缶類、スプレー缶、小型家電等の想定量をご教授ください。	提案を可とします。ただし、本設備は、小型家電品 (資源化) のピックアップ及び処理困難物、処理不適物の除去を主目的としていることを踏まえて計画してください。要求水準書25ページに示した破碎対象物 (燃えないごみ及び粗大ごみ) の組成を参考にして設定してください。缶類、スプレー缶の混入量についてはごみ質調査を行っていないため各社にて設定してください。なお、金属類は後段の破碎物磁選機、アルミ選別機で選別することも可とします。
59	99	第2章	4	(3)	シ 薬液噴霧装置	本装置はごみ焼却施設と共用でもよろしいでしょうか。	提案を可とします。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
60	118	第2章	5	(1)	ア (ス) 電気設備の基本方針	既設ごみ焼却施設（高圧）および既設ストックヤード（低圧）の給電必要容量（kW）をご教示願います。 また各既設設備建屋内の給電回路が本工事範囲内であれば、そのルート計画についてご教示願います。	ルートについては本事業内（材工とも）で提案とします。 ストックヤードへは、既設ごみ焼却施設から低圧で電源供給しています。 結線図がないため既設ごみ焼却施設については変圧器容量から、既設ストックヤードについては配線内容から類推ねがいます。 【既設ごみ焼却施設】 ○動力変圧器750KVA×1台（6600/420V） ○動力変圧器250KVA×1台（6600/420V） ○動力変圧器100KVA×1台（6600/2110V） ○電灯変圧器100KVA×1台（6600/210-105V） 【既設ストックヤード】 ○動力（LP-1）CVT150° 400V ○動力（LP-1）CVT38° 200V ○動力（LP-1）CVT100° 200-100V 【既設ストックヤード内 主要設備】 ○電灯水銀灯100V ○コンセント100V ○鍋釜処理機200V □蛍光管破砕機200V □コンベヤ用200V（蛍光管破砕機用） □ブロー用200V（同上） □コンプレッサー用200V（同上） □ペットボトル減容器200V ※上記の□については、本施設稼働後は運転を停止します。 ※なお、蛍光管、電球の簡易破砕機については、要求水準書において設置可としましたが、設置及び運転管理を本事業に含むこととします。
61	125	第2章	5	(1)	ク 非常用発電機	非常用発電機の排ガスに対する基準があればご提示いただけないでしょうか。	発電機容量により「ばい煙発生施設の届出」が必要となりますので、関係法令を遵守してください。また、発電機容量に関わらず、環境に配慮した機器を選定してください。
62	125	第2章	5	(1)	キ(イ)タービン発電機制御盤	中央制御室設置の電力監視操作盤はDCSの電力監視設備に含むと考えるよりよいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、焼却用のDCSとシステム共用する場合は専用として設置する計画としてください。
63	138	第2章	6	(1)	ア (カ) 地下埋設物（杭、配管等）、地中障害物等撤去工事	「この他に予期しない地中障害物が確認された場合は…地中障害物撤去工事を行う。」とありますが、地中障害物の撤去に関する工期については別途協議とし、必要な金額についてはご負担いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	No. 8の回答をご参照ください。
64	140	第2章	6	(2)	イ(ウ)本施設の外観	アースカラーとの指定がありますが、アースカラーの定義をご教示願います。	色彩は提案とします。茨城県景観形成条例を遵守してください。
65	143	第2章	6	表6-2 表6-3	諸室	中央制御室、作業員諸室等、業務に支障のない範囲においてリサイクルセンターとごみ焼却施設を兼用する提案も可能でしょうか。	提案を可とします。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
66	150	第2章	6	(2)	ク(ウ)持込用受入場所	庇を設けることとなっておりますが、壁・屋根で囲まれた部屋である場合は、不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり内部の場合、庇は不要です。
67	151	第2章	6	(2)	ク(コ)直接搬入車荷下ろし場所	「直接搬入車荷下ろし場所」はP.150 ク(ウ)の持込用受入場所と同じものと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
68	154	第2章	6	(3)	ア(ウ)c植栽芝張工事	屋外開閉所等の目隠しを目的に、一帯に常緑広葉樹の高木を植樹するとありますが、開閉所は敷地北側に配置しており市道側からの景観の影響はないと考えますが、開閉所の南側にも高木の植樹は必要でしょうか。	記載の主旨は、南側敷地境界を示すものです。なお、開閉所南側を含め、余剰地は可能な限り植栽してください。
69	155	第2章	6	(3)	ウ 土壤汚染対策工事	「添付資料22 基準不適合土壤の除去について」では予期し得ない追加の対策工事が発生した場合は、費用・工期について協議願います。	No.7の回答をご参照ください。 工期に関しては平成32年度末を遵守してください。
70	155	第2章	6	(3)	ア(カ)a東側市道から流入する雨水排水整備工事	添付資料10-2 調整池基本設計図面では開水路で計画されていますが、管渠でもよろしいでしょうか。	管渠とすることも可とします。その場合適切な管理ができる構造としてください。
71	155	第2章	6	(3)	ア(カ)d東側市道から流入する雨水排水整備工事	ため池を管理する管理通路設置のため、隣接地所有者の協力を得て隣地を切土することは可能でしょうか。	隣接地を切土することは不可能です。組合の敷地内で対応してください。
72	160	第3章	1	(2)	イ(フ)給排水	プラント排水及び生活排水は本施設内で処理後再利用し、下水道放流としますが、第2章1(2)カ(ウ)排水に記載のとおり、生活排水は下水道に直接放流するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
73	173	第3章	4	(1)	備品・什器・物品・用役の調達	圧縮梱包したペットボトルの搬出で使用するパレットは、資源化業者のものを使用することは可能でしょうか。あるいは、運営事業者手配となりますでしょうか。運営事業者手配の場合、搬出に使用したパレットは次回搬出時に返却されるものと考えてよろしいでしょうか。	資源化事業者の用意したパレットを使用します。資源化事業者に1~2台分の空パレットを納めてもらい、それをストックしておきます。平パレットのJIS規格である1,100mm×1,100mm×144mmを参考としてください。
74	173	第3章	4	(1)	備品・什器・物品・用役の調達	保管設備（蛍光管、電球）（水銀体温計）で使用する専用の密閉容器は、資源化業者のものを使用することは可能でしょうか。あるいは、運営事業者手配となりますでしょうか。運営事業者手配の場合、搬出に使用した専用の密閉容器は次回搬出時に返却されるものと考えてよろしいでしょうか。	事業者にて密閉式のドラム缶を購入してください。ドラム缶は資源化事業者に引き取られ返却されません。
75	178	第3章	6	-	有効利用及び適正処分業務	整備で発生する発生材の処分について、金属類等、有価物処理が可能なものは有価物として処理することによろしいでしょうか。また、その売却益は組合殿へ帰属するとの理解でよろしいでしょうか。	本施設で処理できるものについては、処理することを可とします。また、資源化可能なものは本組合で資源化します。本施設で処理できない、あるいは本組合が資源化できない発生材については、運営事業者の負担で処理、処分してください。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
76	178	第3章	6	-	有効利用及び適正処分業務	整備で発生する発生材の処分については、産業廃棄物(特管含む)として運営事業者側の負担とする考えでよろしいでしょうか。または、一般廃棄物として本施設内での処理または資源化が認められるのでしょうか。(例えば使用済みろ布の本施設での焼却処理、または金属類の資源化等)	No. 75の回答をご参照ください。
77	183	第3章	9	(1)	ウ(イ)(c)特別清掃	「排水溝、マンホールの清掃は、内部の沈殿物を除去した後、内部を圧力洗浄し、流水が良好なことを確認する。また、清掃後の汚泥等は場外搬出・処分する」とありますが、灰沈殿槽や排水処理槽の清掃で発生する汚泥などは一般廃棄物として本施設で焼却処理を行ってもよろしいでしょうか。	本施設で処理可能な廃棄物については、処理を行うことを可とします。
78	186	第3章	9	(4)	ウ(ク)調整池等管理業務	「清掃及び除去作業により発生した沈砂物、障害物はその性状を踏まえて適切に処理する」とありますが、これらは分析を行い、その結果に応じた産廃処分とする理解でよろしいでしょうか。または一般廃棄物として本施設で処理を行うことは可能でしょうか。	分析の要否は運営事業者の判断により、自らの費用負担で行ってください。 外部での処分が必要な廃棄物については、処理困難物ストックヤードに保管し、組合が指示する運搬車両への積み込みまで行ってください。 本施設で処理可能な廃棄物については、処理を行うことを可とします。
79	添付資料	2	-	-	上水取合点	上水の取合点が明示されておりませんので、ご教示願います。	上水の取合い点は要求水準書添付資料に追加します。
80	添付資料	2	-	-	進入口	施設内へのアクセス(出入口)は、既存施設の出入口1か所であり、これが本事業の計画条件との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
81	添付資料	3	-	-	市道改良計画図(案)	最新の情報で全体配置計画を行うため、「市道改良計画図(案)」のCADデータ(AUTO-CADまたはDXFファイル)をご提供願います。	市道改良工事は、平成29年3月に法線、平成29年9月に詳細設計が完成し、敷地境界が明らかになりますので、完成次第入札参加者に提供します。
82	添付資料	5	-	-	搬入・搬出車両	搬入搬出車両(最大)において、最小回転半径等の車両諸元が分かる資料をご提示願います。 また、バクカー車のフルダンプ時の寸法(高さ、後輪からテールゲート端までの距離等)をご提示願います。	搬入搬出車両については、諸元を明確にできる資料はありません。車両の仕様について規定を設けていないことを踏まえ、ごみの受け入れ、退出、車両の往来時が安全かつ円滑に行えるように計画してください。
83	添付資料	5	-	-	搬入搬出車両	適正な車両動線計画を行うため、搬入搬出車両について、最小回転半径等の車両諸元、または車両メーカーおよび型式等がわかる資料をご提示願います。 ・4tバクカー車 ・10tタンクローリー車 ・20tダンプ車 また、搬入車両(バクカー車)の中で、フルダンプ時における後輪の中心からテールゲート端までの最大寸法をご教示願います。	No. 83の回答をご参照ください。
84	添付資料	7	-	-	旧ごみ焼却施設図	旧ごみ焼却施設は間知ブロック(高さ3.5m程度)と基礎杭以外は撤去済みとありますが、ごみピット底盤、煙突基礎のフーチングや建屋基礎のフーチング等は全て撤去済みという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 合わせて、No. 8の回答もご参照ください。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
85	添付資料	10-2	全8葉の内8号	-	水路構造図(参考図)	断面算定根拠となる流量計算書をご提示願います。	平成29年3月末提示予定の実施設計図書として提示します。
86	添付資料	12	-	-	井水水質	添付資料12はプラント用の井水の水質と理解してよろしいでしょうか。	場内で使用している井水の水質分析をしたものです。井水処理内容の検討用として提示するものです。あわせて、No.16、No54の回答をご確認ください。
87	添付資料	15	-	-	ごみ搬入車両の将来推計	「一日あたり搬入台数(平均)」として402台が提示されておりますが、このうち洗車設備を利用する車両の割合はどの程度と想定すればよろしいでしょうか。	委託収集車を洗車対象としています。1日平均約50台をして計画してください。
88	添付資料	16			配置計画図(参考図)	最新の情報で全体配置計画を行うため、「配置計画図(参考図)のCADデータ(AUTO-CADまたはDXFファイル)をご提供願います。	CADデータは要求水準書添付資料に追加します。

3 落札者決定基準に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	4	第3章	(1)	-	-	技術提案書の他、添付資料および提案図書概要版も定量化審査の対象となりますでしょうか。	添付資料は、技術提案書の内容を補足する根拠等を示す資料であり、提案図書概要版は、技術提案書の概要を示すものとなります。添付資料及び提案図書概要版について、直接審査を行うわけではありませんが、定量化審査にあたり、技術提案書の補足資料として、間接的に評価対象となると考えています。

4 様式集に対する質問

No.	様式	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
1	全般						年号表記は全て和暦表記でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
2	第5号 [2/3]	6				添付書類	建築士法第23条の規定に基づく「一級建築士事務所」の登録を証明する書類は写しでよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
3	第5号 [2/3]	6				添付書類	実績を確認できる書類については請負会社について分割・合併・事業譲渡等変更があった場合の実績の確認資料は分割契約書を添付することで足りるという理解でよろしいでしょうか。	分割・合併・事業譲渡等変更前（請負時）の当該実績に係る契約書の写しと分割・合併・事業譲渡等の変更がわかるIR資料等の写しを添付してください。
4	第5号 [2/3]	6				添付書類	建設業法第3条第1項の規定による「建築工事業」に係る特定建設業の許可を受けていることを証明する書類は写しでよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
5	第5号 [2/3]	6				添付書類	建設業法第3条第1項の規定による「清掃施設工事」に係る特定建設業の許可を受けていることを証明する書類は写しでよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
6	第5号 [2/3]	6				添付書類	「監理技術者資格の免状の写し等」を提出する旨の記載がありますが、参加資格確認申請書提出日から契約・技術員の配置まで長い期間があります。配置が必要となる時点で参加資格確認申請書に添付した技術員を他の資格者と変更することは可能でしょうか。もしくは配置する可能性のある技術者複数名の免状の写しを提出することでもよろしいでしょうか。	本組合が認めた場合に限り、変更を認めます。なお、配置する可能性のある監理技術者複数名による申請も可とします。
7	第5号 [3/3]	6				添付書類	建設業法第3条第1項の規定による「清掃施設工事」又は「機械器具設置工事」に係る特定建設業の許可を受けていることを証明する書類は写しでよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
8	第5号					その他	共同企業体協定書の様式の指定はございますでしょうか。	指定様式はありません。
9	第7号					委任状（代理人）	代理人に委任しない場合は提出しなくてもよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
10	第8号-4					運転管理施設の設置者	運転管理施設の設置者とは発注者と同義と考えてよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
11	第15号-2-1	別紙1	2			発電電力	「注3：外気温度16℃（年平均気温（H25年度））とすること。」とありますが、①～⑦のすべて条件において、一律外気温度16℃として発電量を算出するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
12	第15号-2-1	別紙1	4			電力量（自動計算）	「注1：運転日数欄の合計（F76のセル）は365日になること。」とありますが、セルを確認するとF63セルと思われます。F63という理解でよろしいですか。	お見込のとおりです。
13	第15号-2-1	別紙1	4			ごみ質（低位発熱量）の設定	注1において、「赤線で示す範囲（例えば⑥であれば、7,150kJ/kgから8,250kJ/kgまで）の低位発熱量は、7,700kJ/kgを代表値とする。」とありますが、図を確認すると⑥の範囲は5,213kJ/kg～6,160kJ/kgで低位発熱量は5,687kJ/kgが代表値と読み取れます。図が正と理解してよろしいですか。	お見込のとおりです。
14	第15号-2-1					発電量	様式第15号-2-1で記載する発電電力量、使用電力量等は、初年度50,326tを処理した場合のものであり、別紙1、別紙2との整合をとるという理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
15	第15号-2-1	別紙1				発電効率	別紙1 3. 契約電力及び発電効率 の発電効率②に記載すべき数値は、別紙2のごみ質推移条件における発電効率の年平均値（＝年間発電量合計÷年間ごみ発熱量合計）との理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。

4 様式集に対する質問

No.	様式	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
16	第15号-2-1	別紙1				ごみ質出現確率	ごみ質①の低位発熱量（代表値）が10,420kJ/kgとなっておりますが、高質ごみ時の値10,870kJ/kgが正ではないでしょうか。その場合、ごみ質②、③の代表値も変更になるのでしょうか。10,420kJ/kgが正の場合、第15号-2-1 別紙2のごみ質①の値は10,420kJ/kgが正となるのでしょうか。	ごみ質①の低位発熱量（代表値）は高質ごみ時の値10,870kJ/kgとなります。
17	第15号-2-1	別紙2				ごみ質、搬入ごみ量	「注2：様式のフォームは変更しないこと。また、黄色の網掛け部分以外数値は変更しないこと。」とあります。ごみ質出現確率のごみ質①～⑦、および搬入量、可燃残さ等を含まないごみ質ですが、比較条件を揃えるために、ごみ質および搬入ごみ量は変更しないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
18	第15号-2-2	別紙1				年間物質収支	「※網掛け部（黄色）に、該当する数値を記入すること。その他のセルは変更しないこと。」とあります。その他の空白欄は計画処理量等を記入するスペースに見受けられますが、記入可能と理解でよろしいでしょうか。	本様式は、網掛け部（黄色）、空白欄に関わらず、提案内容に基づき記入可とします。また、あらかじめ入力されている数式についても、提案内容に基づき変更可とします。なお、本様式と施設計画図書に添付する物質収支との整合がわかる資料を添付資料に、添付してください。
19	第15号-2-2					残渣量	①提案書に記載する主灰量は条件統一のため乾灰で記載するとの理解でよろしいでしょうか。 ②提案書に記載する飛灰量は最終処分（薬剤処理）する場合の数値を記載するとの理解でよろしいでしょうか。 ③提案書に記載する数値は初年度（平成33年度）のものとして理解してよろしいでしょうか。	①水分を含んだ湿灰とします。 ②飛灰は、全量最終処分としてください。なお、本様式に限らず、飛灰は最終処分するものとして、提案してください。 ③お見込みのとおりです。
20	第15号-2-2	別紙1				年間物質収支	別紙1に記載する数値は初年度（平成33年度）のものとして理解してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
21	第15号-2-2	別紙1				年間物質収支	処理困難物の発生量は添付資料13に基づきゼロとしてよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
22	第15号-2-2	別紙1				年間物質収支	処理不適物の発生量を算出するにあたり、参考となる資料（現施設での実績等）をご提示頂くようお願いいたします。	事業者により処理工程が異なるため、想定してください。
23	第16号-2-1	別紙2				費用明細書（固定費ii）	上下水道の料金は小美玉市のホームページに掲載されているエクセルシートの計算ソフトを用いて算出することでよろしいでしょうか。	小美玉市ホームページに記載されている上下水道料金により算出してください。
24	第16号-2-1	別紙1	②			事業収支計画	SPCの開業費用のような焼却施設・リサイクルに共通する費用や販管費に相当する費用などは、②営業費用の欄に項目ごとに記載するという理解でよろしいでしょうか。	SPCに係る費用は、②営業費用の欄に項目を追加して記載してください。ごみ焼却施設及びリサイクルセンターに共通する費用については、ごみ焼却施設に計上してください。
25	第16号-2-1	別紙1	⑧			事業収支計画	法人税等を計算する際の税率は実効税率としてよろしいでしょうか。また、その場合の実効税率をご教示ください。	実効税率による計算で構いません。実効税率は、資本金の額によって異なるため、提案内容及び入札提案書類の提出時点（平成29年度）の税制度に基づき、入札参加者にて設定してください。
26	第18号-1					提案図書概要版	①「定量化審査項目と配点について」とは、落札者決定基準の表3-1を指すものと理解してよろしいでしょうか。 ②その場合、小項目は全12項目あり、各項目1ページで全12ページで構成されるとの理解でよろしいでしょうか。	①お見込のとおりです。 ②細目ごとに各1ページ（計20ページ）とします。
27	第18号-1					提案図書概要版	①各項目400字を超えてはならないとの注記がありますが、項タイトル及び句読点は字数に含まないとの理解でよろしいでしょうか。 ②小項目に複数の細目がある場合においても、小項目全体で400字以内が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。 ③文字サイズの指定はございますでしょうか。	①文字数には、項タイトルは含まませんが、句読点は含まれます。 ②細目ごとに1ページ、400文字以内とします。 ③11ポイント以上としてください。

5 基本協定書(案)に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	4	第5条	3		(事業契約を締結しない場合及びその場合の違約金、損害賠償金)	本組合に生じた損害額は平成32年度内に建設工事請負契約に係る工事が竣工できなくなり、平成32年度までの時限的な財政措置たる震災復興特別交付税が適用されなくなったことによる、組合市町村への交付額の減少分を含むとなっていますがここでいう工事の竣工とは既に出来高で検収が上がっている分も対象になるという理解でよろしいでしょうか。また、本組合に生じた損害に受注者の責めに帰さない事由によるものが混在して震災復興特別交付税が非適用に至った場合は、損害賠償の負担割合については協議していただけるという理解でよろしいでしょうか。	支払済みの出来高は、当該損害額には含まれません。後半については、お見込みのとおりです。
2	5	第11条	3		(秘密保持)	本項に「受注者の下請企業（但し、当該下請企業が受注者と本条の内容に準じた秘密保持契約を締結している場合に限る。）に開示する場合」を追記していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
3	6	第14条	1		(債務不履行)	相手方に与えた損害は平成32年度内に建設工事請負契約に係る工事が竣工できなくなり、平成32年度までの時限的な財政措置たる震災復興特別交付税が適用されなくなったことによる、組合市町村への交付額の減少分を含むとなっていますがここでいう工事の竣工とは既に出来高で検収が上がっている分も対象になるという理解でよろしいでしょうか。また、本組合に生じた損害に受注者の責めに帰さない事由によるものが混在して震災復興特別交付税が非適用に至った場合は、損害賠償の負担割合については協議していただけるという理解でよろしいでしょうか。	No. 1を参照してください。

6 基本契約書(案)に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	2	第6条	2		(特定建設工事共同企業体の組成)	原本証明書写しを発注者に提出するものとありますが原本証明は建設共同企業体の代表者の証明で足りるという理解でよろしいでしょうか。もし原本証明の雛形等ありましたらご提示お願いします。	お見込みのとおりです。原本証明書の雛形はありません。
2	5	第15条	3		(運営事業者の損害賠償義務等の履行保証)	第59条第5項は第49条第5項と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	6	第21条	3		(秘密保持)	本項に「受注者の下請企業（但し、当該下請企業が受注者と本条の内容に準じた秘密保持契約を締結している場合に限る。）に開示する場合」を追記していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

7 建設工事請負契約書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	2	第1条	18		(総則)	受注者の責めに帰すべき事由により発注者が損害を被った場合とありますが受注者の責めに帰さない事由によるものが混在して震災復興特別交付税が非適用に至った場合は、損害賠償の負担割合については協議していただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	10	第15条	6		(支給材料及び貸与品)	本条項に基づく支給材料又は貸与品の支給・貸与条件変更により、第23条に基づき納期に影響がある場合は、設計・施工期間について協議させていただきたく、お願い致します。	ご質問のような場合には、協議を行うことが想定されますが、本事業では支給材料及び貸与品はありません。
3	13	第23条	1		(履行期間の変更方法)	本条には次項第4項のように通知は原則として書面で行うという記載がありませんが本条についても、書面で行う必要があるのではないのでしょうか。	第1条第9項に基づき、書面にて行います。
4	14	第25常	全項		(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)	本事業のような、いわゆる性能発注方式による工事請負契約の場合、契約時点では詳細設計が固まっておらず、物量が定まっていないことから、本条による請負代金額変更の協議基準となる「変動前残工事代金額」の算定が困難です。つきましては当該事由が発生した場合に、下記の様な手法にて協議の余地を残して頂きたくお願い致します。 (ご提案手法) 設計協議を経て実施設計が完了した後に、事業者から内訳書を提出させていただき、両方で確認のうえ当該内訳書を「変動前残工事代金額」の算定基準とする。	基本的にはお見込みのとおりです。速やかな内訳書の作成を求めます。
5	15	第27条	1		(一般的損害)	ただし、その損害(第50条第1項の規定により～)とありますが第51条第1項の規定により～と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	15	第28条	1		(第三者に及ぼした損害)	ただし、その損害(第50条第1項の規定により～)とありますが第51条第1項の規定により～と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	18	第34条	2		(前金払及び中間前払)	「受注者は前項の規定による請求があった場合」とありますが「前項又は第3項の規定による請求があった場合」という記述に変更していただけないでしょうか。	第3項の場合においても、本項が適用されるよう契約締結時に修正します。
8	23	第45条	2		(履行遅滞の場合における損害金等)	実施設計図書を全体工程表で定められた提出期限で定められた提出期限までに提出しない場合の、損害金の額の算定方法について、確認させて下さい。	ご質問の場合による損害金は、本施設の竣工の遅れに伴う損害が想定されます。
9	第7号	第56条	3		(秘密保持)	本項に「受注者の下請企業(但し、当該下請企業が受注者と本条の内容に準じた秘密保持契約を締結している場合に限る。)に開示する場合」を追記していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
10	別紙3					[入札説明書別紙6に基づき記載する。]は別紙7に読み替えてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

8 運営業務委託契約書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	15	第49条	2		(本事業終了時の明け渡し条件)	第2項は第6項と読み替えてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	15	第50条	2	(4)	(発注者の解除権)	第55条第1項は第56条第1項と読み替えてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	18	第56条	1	(1)	(受注者の解除権)	前条第1項の規定による一部解除のため、運営業務委託料が3分の1以上減じたときには第14条(業務範囲の変更)もしくは第64条(契約の変更)で3分の1以上運営委託料が減じた場合にも適用され得るでしょうか。	第14条(業務範囲の変更)又は第64条(契約の変更)の規定に基づく変更内容が、本運営業務委託契約の一部解除に該当する場合には、本号の規定は適用されます。
4	20	第65条	3		(秘密保持)	本項に「受注者の下請企業(但し、当該下請企業が受注者と本条の内容に準じた秘密保持契約を締結している場合に限る。)に開示する場合」を追記していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
5	34	別紙3	2	(2)	運営業務に係る対価	※2に小型計量機により計量したデータを用いることも可とする、との表記がありますが、小型計量機は計量法に準ずる必要がありますでしょうか。	計量法を遵守してください。
6	27	別紙5			保険	※上記は受注者が付保すべき保険の例示であり、上記以外の保険を付保することを妨げるものではなく～」と記載されていますが、記載されている保険には必ずしもすべてに加入しなくてもよいと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	28	別紙6				[入札説明書別紙6に基づき記載する。]は別紙7に読み替えてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。